

第3回愛媛地方最低賃金審議会

資料

令和3年7月26日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第3回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和3年7月26日

1	令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	1
2	愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧	7
3	意見書等	
(1)	愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最賃制度実現を求める意見書（写）（愛媛地方労働組合連合会 議長 今井正夫）	9
(2)	愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書（写）（愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内佑樹）	11
(3)	愛媛県最低賃金の2021年度改定についての意見（写）（日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川孝行）	14
(4)	『新型コロナ禍のもと「田園回帰」の流れを、最低賃金大幅引上げで加速させましょう』ほか（写）（愛媛県単位農協労働組合連合会 事務局長 吉田泰臣）	18
(5)	愛媛県最低賃金の2021年度改定にあたり大巾引き上げを求める意見書（写）（最賃全国キャラバン四国実行委員会 林 恵美）	19
(6)	最低賃金の抜本的な引き上げを求める意見書（写）（新日本婦人の会愛媛県本部 事務局長 水野真理子）	21
4	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める要請	23
5	愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書	25
6	令和3年度愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー名簿	29

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一 致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 G D P は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組」む方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超える、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参照することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人工費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙 1 と同じ）

愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧

	意見提出者 氏 名	所属・役職名等	意見陳述 の希望	備 考
1	今井 正夫	愛媛地方労働組合連合会 議長	有	意見陳述する者は議長
2	山内 佑樹	愛媛地方労働組合連合会青年部 部長	無	
3	堀川 孝行	日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部 書記次長	有	意見陳述する者は書記次長
4	吉田 泰臣	愛媛県単位農協労働組合連合会 事務局長	無	
5	林 恵美	最賃全国キャラバン四国実行委員会	無	
6	水野 真理子	新日本婦人の会愛媛県本部 事務局長	無	

2021年7月19日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）
議長 今井 正夫
松山市三番町8丁目10-2

愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最賃制度実現を求める意見書

愛媛労連は、愛媛地方最低賃金審議会に対して、コロナ禍のもとでいっそうひろがる貧困と格差の是正、地域経済再生のために、最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差是正を行いうように求めます。

1. 愛媛県の最低賃金の引き上げで低賃金の改善をしてください。

新型コロナウィルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なまま繰り返されてきた非常事態宣言による時短・休業要請に、低賃金、非正規労働者の雇用は脅かされ、収入は激減し、くらしを直撃しています。私どもの街頭配布の春闘アンケートの声では「私たちのような非正規職員は、自立した生活ができないほど賃金が低い上、『使い捨てのコマ』とされて発言できず、握りつぶされてしまう。」「母子家庭では、子育てとの両立が難しいなどで正社員になる割合が父子家庭より低く、非正規雇用で働くことを余儀なくされる。」や今年に入っての労働相談には、「失業手当が切れるが、まだ就職が決まらず、これから的生活が不安」など深刻な声が上がっています。

産業別の非正規労働者の比率が高い産業は、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」「農業・林業」「卸売業・小売業」となっています。エッセンシャル・ワークの現場は、非正規労働者の拡大、不安定雇用による将来不安、低賃金の蔓延による格差と貧困がかつてなく進行しています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯(貯金ゼロ世帯)の割合は、「単身世帯・38%」「2人以上世帯・23.6%」となっています。コロナ・ショックは、こうした蓄えのない低所得世帯に、深刻な影を落としています。低所得者世帯の多くは非正規労働者など、不安定雇用と低賃金によりその日暮らしを余儀なくされている世帯です。そして、エッセンシャル・ワークの基幹部分を担っているのも、こうした非正規労働者なのです。社会生活の基盤を担う労働の対価として、最低賃金の設定額は低すぎます。

昨年は中央最低賃金審議会が、地域別最低金額の引き上げ額について目安額の提示を見送るなかで、愛媛県地方最低賃金審議会は全国で最大幅の3円アップの改定したことは敬意を表しますが、現在の愛媛県の793円から、1,000円以上に引き上げを求めます。

2. 中小企業へ最低賃金引き上げを円滑に実施するための支援を政府に求めてください。

昨年から続く新型コロナウィルス感染拡大と経済危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象として大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させてきたことが原因になっています。今求められるのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることです。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規労働者の労働条件の引き上げ、消費税率の引き下げ、中小企業への必要な支援を強化することを政府に求めます。

中小企業への支援は、①中小企業予算の増額、②中小企業への直接支援(最賃引き上げの原資になる助成金、社会保険料の減免・軽減措置)、③公正な取引の実現、④地域における有効需要の創設などが求められます。2021年度の最低賃金の引き上げに対して、政府へ2021年度補正予算を求めるべきです。

3. 目安制度での地域格差をなくし、全国一律最低賃金制度を政府に求めてください。

国内の最低賃金の格差が、愛媛県(793円)は全国で一番高い東京都(1,013円)と比べて、220円も低い現状です。この格差は、2008年度で135円だったのが、2020年度で220円まで格差が拡大しており、各都道府県の最低賃金の水準と人口の増減率は関係しており、都市部に人口が集中する一方で愛媛は人口減少が進み、衰退をしています。

全労連は全国各地で「若者が自立して生活するうえで必要な最低生計費調査」を行っており、愛媛県と最低賃金が近い「鹿児島市1,584円」「沖縄市1,642円」、中国地方で「山口市1,612円」「岡山市1,657円」、最賃の高い都市部「東京都北区1,664円」「さいたま市1,613円」とほぼ全国どこでも変わらない状況です。

2020年11～12月に、日本世論調査会が実施した全国郵送世論調査によると東京圏への一極集中の是正を目指し、安倍前政権が2014年に打ち出した地方創生政策について「進んでいない」「どちらかといえば進んでいない」と答えた人が、計89%に上りました。また、東京一極集中に関しては「ある程度」も含めて79%が是正すべきとしています。是正に有効な政策については「企業本社移転」37%、「子育て世代の地方移住しやすい環境整備」34%、「東京と地方の賃金格差是正」30%、となっています。人口減少が続いている愛媛県において、上記の世論調査にあるように、人口減少の解消の一つとして、全国一律最低賃金制度は求められていますし、時間給1,500円への底上げが求められています。

愛媛地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の確立へ政府に意見を出すように求めます。

以上

2021年7月19日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

松山市三番町 8-10-2
愛媛地方労働組合連合会青年部
部長 山内 佑樹

愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書

私たち愛媛地方労働組合連合会青年部（略称：愛媛労連青年部）は、愛媛県内で働く青年労働者の権利を守り、労働条件改善のために日々活動しています。最低賃金の引き上げはすべての労働者の賃上げにつながること、とりわけ低賃金で働く青年層の要求としてとらえ、意見を反映されるよう求めます。

（1）コロナ禍で浮き彫りになった、最賃近傍の非正規労働者の暮らしの困窮

新型コロナウイルス感染症は、国内で最初の感染が確認されてから1年を経過しても収束に向かっていません。また労働者だけでなく、事業主も含め国民の生活が一変しました。

とりわけ、コロナ禍で影響を受けた労働者は、アルバイトやパートなど、最低賃金に近い時給で働く非正規労働者です。昨年から実施された休業等の対応では、正規雇用労働者には休業補償が支払われたり、優先的に仕事（シフト）に入れてもらったりしましたが、非正規労働者には一方的に無給休業・休業補償なしを強いる、シフトを減らされ実質失業などの多くの差別的対応が横行し、その相談が愛媛労連労働相談センターへ相次ぎました。

その上で、コロナ禍で女性が男性以上にダメージを受けています。働く女性全体の半分が非正規労働者、コロナ禍で打撃の大きかった飲食・宿泊業界の働き手の6割が女性、家事・育児の分担が女性に偏るもと一斉休校・外出自粛の負担が上乗せされ離職する、こうした要因も語られています。

コロナ禍でも休めないエッセンシャルワーク（医療、行政、介護、保育、流通、コールセンター、スーパー やコンビニなど）で働く青年は感染の危険を感じながら、社会を維持するために懸命に働いています。立場の弱い非正規労働者は休業・解雇等の影響だけでなく、感染の危険を伴う過重労働を押し付けられる構図も見受けられます。職場になくてはならない労働者なのに非正規雇用の割合が高く（表）、最低賃金近傍の労働者が多く存在するのはご承知のとおりかと思います。

愛媛労連の春闘アンケートに寄せられた声を紹介します。「休業中は、賃金100%支払われたが、その後

産業別非正規労働者比率（2020年）

産業別	非正規率（%）
農業・林業	53.7
製造業	25.3
卸売業・小売業	49.3
宿泊業・飲食サービス業・娯楽業	74.8
生活関連サービス業・娯楽業	56.5
医療・福祉	38.4
教育・学習支援	39.6
上記以外のサービス業	48.9
公務	17.8

（総務省統計局「労働力調査」より全労連作成）

4ヶ月間、給与20%カットになった。このままだとまたいずれ給与カットになるのでは不安。飲食、観光はGoToという救済策があるが、アパレルは助けてもらえない感が強い（50代・女性・小売流通）」「できれば仕事を続けたいが、給与が安すぎて、今はバイトをしながらしのいでいます（50代・女性・保険業・請負・業務委託）」「売上が減ったから時間を削られ、店が開いているから人件費カットのため、休憩に2時間行かされる。5~6時間の勤務で（40代・女性・小売流通・契約）」。

さらにより一層深刻となったのは、アルバイト先の休業などが理由で収入が減った、学業が主である学生です。特に飲食店の営業時間短縮が要請されると直ちにアルバイトがなくなり、生活に困窮する学生が激増しました。学生生活を支えるために、食料支援を継続的に行う団体もあり、学生からとても喜ばれているそうです。

全国大学生活協同組合連合会の第56回学生生活実態調査（2020年10~11月）によれば、「アルバイト就労率は減少、半年間（4~9月）の就労率は72.4%と前年比11.5ポイント減少。学年別では1年生59.1%（前年▲19.1）、2年生79.5%（同▲8.8）、3年生80.0%（同▲7.7）、4年生73.6%（同▲8.4）。とりわけ1年生の減少が顕著」「アルバイトをした人の半年間の収入（有額平均）は250,000円で、前年から24,000円の減少」「2年生以上では、勤務先からアルバイトシフトを減らされた経験は5人に1人」など、これまで多くの学生がアルバイト収入によって自らの経済状況を支えてきましたが、「コロナ禍での学生生活の変化や、その中の学生の戸惑いや苦悩が随所に現れる結果となった」とまとめているように、学生の経済状況は大きく悪化したと考えられます。

圧倒的に低い愛媛県の最低賃金では、蓄えることは困難で、ひとたび災害や今回のようなコロナ禍において、生活そのものが困難な状況に陥ることが浮き彫りとなりました。

（2）ただ生きるためだけの賃金ではない

最低賃金の金額決定の考慮要素であり、労働者が生きるために必要な生計費などの要素においても一番に考慮すべき点です。

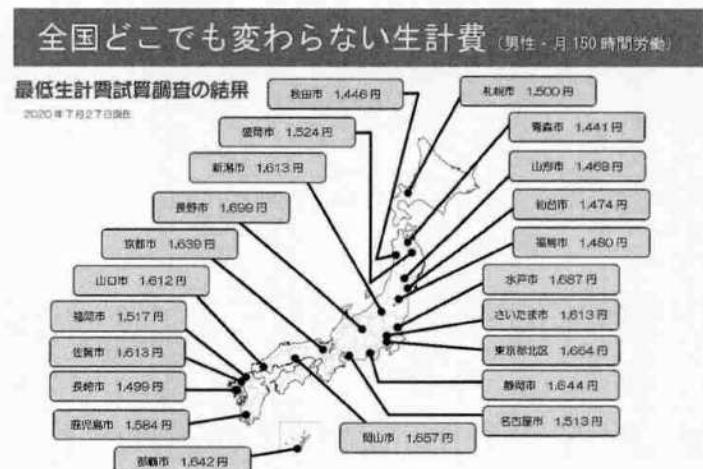
憲法25条には「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていますが、最低賃金がただ生きられるぎりぎりの水準で良いということにはなりません。人ひとりが生活するために税金や社会保障費、住居費、食費、水光熱費、通信費等の負担は最低限必要です。それに「健康」と「文化」を保障しなければならないのです。そして「備え」も必要です。なぜならば、労働者は労働力を売る以外に生活するためのお金を手に入れる方法がなく、労働者の多くが賃金に依存し生活していることからも、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきで、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではないと考えます。

憲法・労働基準法・最低賃金法等に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠とする法の理念をいかし、人間としての尊厳を損なわない金額とすべきです。最低賃金が1,500円以上あり、きちんと休業補償があれば労働者がただちに路頭に迷うこととはなかったはずです。

全労連は22都道府県組織以上で「最低生計費試算調査」を実施しており、結果を見ると、全国各地での最低生計費には大差なく、時間額で1,500円前後、月収で22~24万円（税

込額)は必要ということも明らかとなっています。(図)最低賃金は全国一律であるべきとの科学的な根拠となっています。

最低賃金を決めるための要素が生計費のほかに、使用者の支払い能力が含まれるのは日本特有であり、この要素は、コロナ禍と同様に、支払い能力のない中小零細企業に国の支援が受けられることを当たり前にしていけばいいのです。労働者だけに低賃金を押し付けていていることを変えるべきと考えます。



(3) 最低賃金の格差是正を

年々、地方と都市部の最低賃金の格差は縮まるどころか拡大し、この20年で2倍の広がりとなっています。現行の愛媛の最低賃金793円と東京都の1,013円を比較すると220円の差があり、月額で3万円以上の開きを生じさせています。都市部との賃金格差は県内から労働力流失を招き、地域の購買力を弱め、地方景気の悪化をもたらします。また、都市だけでなく、同じ四国・香川の最賃は820円で、愛媛との差は27円もの差があります。

一方、2019年の総務省「小売物価統計調査(構造編)」によれば、消費者物価地域差指数について、全国平均を100とした場合、最高の東京都が104.7、愛媛は97.9と差は6.8ポイントしかありません。愛媛の現在の最低賃金は東京の約78.2%と大幅に低くなっています。「最低生計費試算調査」をみても、「小売物価統計調査」をみても、生活に必要な金額は全国で大きく変わらず、このような賃金格差は不合理であり、同一労働・同一賃金の観点からも到底納得できません。都市部に人口が流失し続けると、地方の自治体サービスの悪化や自治体が消滅する可能性までも危惧され、人口減少による地域崩壊の一端に地域別最低賃金が加担していると言わざるを得ません。

中央最低賃金審議会の目安そのものが、地域別最低賃金を地域独自の観点から審議されることを妨げ、目安以上に引き上げられない重しとなっていると言え、構造上限界を迎えていると言えます。今年の中央の目安も示されましたら、A~Dランク一律とされ、そのままでは格差は縮まりません。格差容認を続ける最低賃金のランク制度はやめるべきです。

今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、コロナ禍こそすべての国民の生活改善を進めるために、最低賃金の引き上げと中小企業の支援を。つつましいながらも「健康」「文化的な」生活を送るために必要なものはいかほどか、改めて支払い能力ではなく、「生活の質」や「人間として生きる水準」を最優先に考慮いただき、適正な金額を決定していただくことを強く要望します。

以上

2021年7月19日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川 孝行
愛媛県松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の2021年度改定についての意見

1. 2年目となったコロナ禍で明らかになった労働者への不当な評価

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種がはじまったものの収束のメドはまだ立たず、感染拡大防止に世界中でとりくまれている。こうした状況の下、公務労働者は文字通り、住民のいのちと暮らしを守るために、感染のリスクを負いながらエッセンシャルワーカー（医療関係者、介護、保育、トラック運転手、ゴミ収集係、警備員、スーパーのレジ係など、コロナ禍でも現場で働き続けている方々を指す）として奮闘している。現在は特にワクチン接種対応・給付金等の支給で、正規・非正規関係なく、事務職も医療職も公衆衛生でも土日もなく多忙を極めており、その実態を聞けば感謝しかない状況となっている。

またエッセンシャルワーカーの非正規労働の率が高まっており、私たちの生活は以前から最賃近傍で働く非正規労働者が支えられており、コロナ禍はそれらの問題をより明らかにさせた。このことは最低賃金を「自分に関係ある賃金」へと変化させてきた。一方、仕事とリスクに対する評価が合わないという声も聞かれ、離職の意向が強まっている状況もある。社会生活の基礎を担う労働の対価が、現在の最低賃金の設定額では低すぎると言わざるを得ず、これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るために、最低賃金を引き上げることが必要と考える。

2. 最低賃金の役割、生計費の観点重視を。最低賃金引き上げの経済効果

最低賃金は、憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ために、法律で「それ以下では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金額である。最低賃金法には9条3項に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」とされ、労働基準法の第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めている。

それらをふまえ、愛媛県の現在の最低賃金は793円であり、上記を満たすに十分な金額と果たして言えるだろうか。平均的な労働時間である150時間（愛媛県の総実労働時間は昨年142.0時間〔令和2年毎月勤労統計調査地方調査結果〕）で考えると、月118,950円となり、手取りはさらに減る。最低賃金では人間らしい暮らしできないほど低額であり、生きることで精一杯である。生活を維持するために必要な費用＝生計費の観点が必須である。

最低賃金 1500 円の経済効果（労働総研）

また、労働運動総合研究所（労働総研）が 2021 年 1 月に発表した春闘への提言によると、最低賃金 1500 円への引き上げは、国内生産を 26.7 兆円、付加価値を 13 兆円増やし、169.5 万人分もの新たな雇用を生み出し、税収を 2.48 兆円増加させるとの試算を発表している（表）。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは確かに企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内生産が誘発され、企業経営にプラスなど、大きな経済効果を生むとされている。

3. 会計年度任用職員の生活保障を、人事院「標準生計費」の矛盾

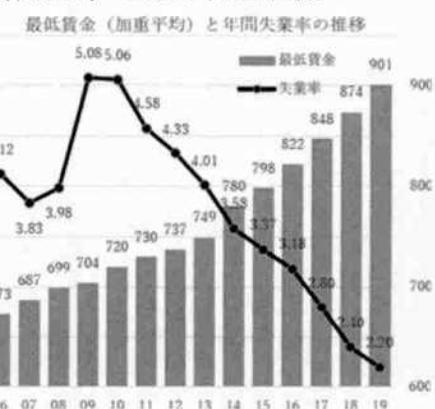
2020 年度から、地方自治体では「会計年度任用職員制度」が施行された。2020 年 12 月の「地方公務員の会計年度任用職員等に関する調査結果」では、会計年度任用職員の職員数が同年 4 月 1 日時点で 62.2 万人となり、制度移行前後を比較して給与（報酬）を下げた自治体は 23.8% と公表された。愛媛県と県内市町には 12,623 人の会計年度任用職員がいるとされる。このフルタイム会計年度任用職員の給与の目安について、総務省は「基本給与は、類似する職務の正規職員の職務級の初号俸を基礎とし、職務経験等の要素を考慮して決定する」としており、要するに一般職事務職であれば、基本給を行政職（一）の初任給 1 級 1 号 146,100 円に位置づけ、上限を上級試験の初任給の 1 級 25 号 182,200 円とし、それ以上上げなくとも良いと定めている。期末手当が支給されることとなつたが、その分基本給を下げて年収ベースで変わらないという措置をした県内自治体もあった。非正規労働者の処遇改善に課題は残されており、この流れを変えるために最低賃金の引き上げがここにも関係する。

毎年、中央最低賃金審議会の資料として提示されている標準生計費（人事院）によると 2020 年の単身世帯（月額）の標準生計費の 47 都道府県最下位は愛媛県松山市の 74,650 円とされ、明らかに生活が苦しい水準が示されている。標準生計費は、どのような生活様式・水準を基準としているのか、その計算方法も明らかになっておらず検証が困難で、年度ごとに乱高下している。そういう曖昧な数値などをベースに最低賃金を議論すること自体にも矛盾がある。

3. 重い消費税負担増の影響、失業率と最低賃金に直接的な関係はない

消費税増の影響はコロナ禍で大きくなっている。7月5日2020年度の一般会計税収が過去最高の60兆8216億円、うち消費税収が21兆円と税収全体の3分の1を超えたと発表された。一方、コロナ禍で日本の所得(GDP)は22兆円減少したにもかかわらず、税収が過去最高ということは、国民からの徴税額が増えた、つまり自由に使えるお金が減ったことを意味しており、コロナショックで経済が厳しかったにもかかわらず、税負担がかなり重かったことを意味している。

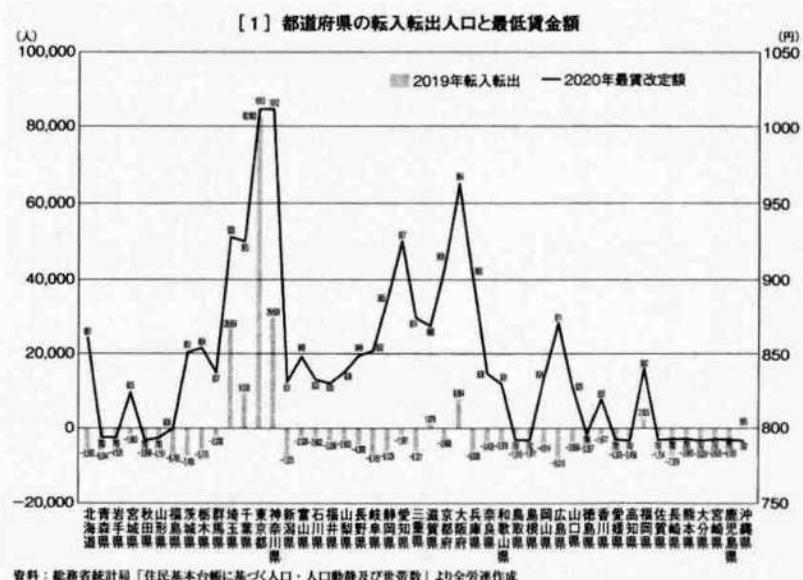
また、中央最低賃金審議会は「最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない」と述べている。コロナ禍の中での営業の時短・休業要請が繰り返されるなかで、飲食・宿泊業を中心に雇用が失われたが、右図のとおり最低賃金の引き上げと失業率の間に相関関係はないといえる。



4. 地域の維持・発展へ、地域間格差の是正に全国一律制を

いま地域間格差が人口流出を助長し、地方・地域をやせ細らせている。最低賃金額と人口流出には強い相関関係がある(図)。

菅首相は、「格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠。より早期に全国平均で時給1,000円とする」考えを強調している。自民党の最低賃金一元化推進議員連盟(会長・衛藤征士郎衆院議員)は5月25日、最低賃金制度のあり方に関する提言を行った。提言では「(経済財政諮問会議の民間議員からも)最低賃金引上げの必要性の指摘、地方での最低賃金のボトムアップの必要性、最低賃金の低い地域での最賃引き上げが雇用増に寄与したとのエビデンス、地方では低賃金職種の時給上昇が進んでいる、などの指摘が全国一元化をめざす議員連盟の考え方と合致しており歓迎したい。支払い能力の概念は他の外国では見られない要素で、概念は極めて曖昧、これが最低賃金引上げの抑制要因として機能してきたと推察される。デフレ経済脱却に雇用者の所得を増やし需要を喚起することが必要、最低賃金の引上げは死活的に重要。1時間あたり200円の格差は人の流れを塞き止める抑止効果を持つことは明らか。全国一元化も必要な政策」とした。これらの提言は概ね一致でき、国会でのこうした提言は歓迎すべきである。



資料：総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」より全労連作成

地域間格差で言えば、公務員には地域手当が支給されている。「主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給」される手当で、3～20%支給されている。この制度によつて格差が格差を広げている現状があり、隣接自治体で最大で20%も給与が違うことになれば採用に支障をきたすことが指摘されている。最低賃金制度のランク制度も同様で、格差を拡大するものであり、地域間格差を広げる制度はやめるべきである。

5. コロナ禍だからこそ最低賃金の引き上げを

コロナ禍だからこそ最低賃金は重要であり、同一労働同一賃金の実現、賃金の底上げで、すべての労働者が仕事に見合った賃金になれば、地方でも食べていけるので、人口流出がストップし、地域経済が活性化する（消費面でも供給面でもプラス）。さらに良い雇用が創出される。最低賃金が1,500円になれば、家族の形成にもつながる額となる。子育て世代の生計費は30代夫婦で子ども2人世帯の場合に、年間約550～600万円とされ、最低賃金額が時間給1,500円であれば、年労働時間1800時間想定すると年収で約270万円、共働きと仮定すると $270\text{万円} \times 2\text{人} = 540\text{万円}$ となる。出生率の上昇にもつながる。

欧米ではコロナ後の経済回復を見据えて最低賃金の引き上げを行っている。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかない。コロナ禍の経済悪化からの復興は一定長期とならざるをえないが、それだけに一時的な手当だけでなく、すべての労働者・国民の生活が持続可能となる手立てが求められる。それが最低賃金の改善による賃金格差の是正と底上げによる地域循環型経済を確立することではないだろうか。

最低賃金は社会を変える可能性を持つ賃金となりつつある。最低賃金制度は、全ての労働者の賃金引き上げに有効な施策であり、賃金底上げ機能も有している。あわせた中小企業支援は必須であることも付言し、下記に要点を述べる。

記

1. コロナ禍が明らかにした困窮を解消するため、8時間働けば普通に暮らせる最低賃金額への大幅な引き上げ、早期に時給1000円の実現、1500円の達成を求める。
2. 愛媛県の現在の最低賃金額が、憲法・各法律、生計費などを実現する手取り実額であるか、審議会として検証されたい。特に、新型コロナ禍で多大な影響を受けた「非正規労働者が生活できる水準であるか」の検証を求める。
3. 人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望すること。また地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正要求を出すことを求める。
4. 審議会として、最低賃金上方改定で必要と考えられる、中小・零細企業支援策、最低賃金制度の改善、国・中央審議会への意見など、愛媛県最低賃金審議会として必要な意見表明をしかるべきところに行うこととする。

以上

2021年7月19日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

愛媛県単位農協労働組合連合会（愛媛単協労連）

事務局長 吉田 泰臣
松山市西石井1丁目9-22

『新型コロナ禍のもと「田園回帰」の流れを、最低賃金大幅引き上げで加速させましょう』

愛媛の基幹産業である、みかん・かんきつ農業では、とくに収穫シーズンの労働力確保が、関係者の切実な課題となっています。

これまで、県外の都市部からのアルバイト者が、産地を支える大きな力を発揮してきました。募集にあたっては、みかん収穫選別の仕事で時給800円～積み込み運搬ありで時給1000円を設定、西宇和地域では年々アルバーターの人数が増え、350人程度が農作業に汗を流してくれています。収穫時期は地域が活気を帶びます。そのまま、移住・定住して、愛媛に残り、就農する若者もうまれてきています。

収入だけではない、人との交流や田舎のライフスタイルに魅力を感じる若者も多いですが、宿泊費無料などの福利厚生面充実とセットで、それなりの賃金設定をしないと、アルバイター確保は困難なのが実情です。

少子高齢化と過疎化により、労働力・人材確保は、農業だけでなく全産業で今後、より切実さを増すのではないでしょうか。

新型コロナ禍もあって、「田園回帰」の流れがつよまっています。ピンチをチャンスに変えていくべく、労使が力をあわせて、地方・農村のよさを実感できる仕事づくりと、最低賃金の大幅引き上げをはかることで、人口流出を防ぎ、都会からの移住・定住を促進していく取り組みが、求められていると思います。

『中小事業主たる農家の所得向上もあわせて』

コメ農家の労働報酬（賃金）をみると、農水省「生産費調査」（2017年）の稻作家族労働報酬は、全国平均で1日当たり5875円、時給734円で、最低賃金を下回るものとなっています。

2017年産の米価は、60Kg1万5595円で、多くの農家が赤字経営ですが、農民運動全国連合会の試算によれば、稻作家族労働報酬が、1000円（日給800円）になれば、米価は1万7720円となり、肥料や農機具などの経費を含む生産費を補うことができ、農家の汗に報いる米価になります。

私たちは「全国一律最低賃金制」「労働者の最低賃金大幅引き上げ」とセットで、農産物価格保障制度を充実させ、農家にも、中小零細事業主にも、労働者並みの最低賃金を保証する仕組みづくりを、政治に求めています。

2021年7月19日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

愛媛県最低賃金の2021年度改正にあたり大巾引き上げを求める意見書

最賃全国キャラバン四国実行委員会

林 恵美

松山市観音寺町406-12

日頃の貴職の活動に対し敬意を表します。

昨年から仲間とともに全国一律最低賃金1500円（時給）の実現を求める四国キャラバンを実施しております。2回目の今年は6月1日から4日までの4日間で四国四県を回り、全国で特に低い四国の最低賃金の実態と8時間働けば人並みの生活ができるよう全国一律1500円の一刻も早い実現を訴えました。

最低賃金は現在、全国平均901円、四国の平均は798円でしかありません。私は30年以上働いていた航空会社を不当解雇され経済的な理由から故郷である愛媛へ戻り、解雇撤回の運動を続けております。10年半に及ぶその活動の中で愛媛の最賃を知り、余りの低さに全く信じられない想いでした。

半世紀近い昔になりますが、高校生でアルバイトをしていた当時の時給は500～600円程度だったと記憶しています。それから50年という月日が経っても200～300円程度しか上がってない現実に愕然とし憤りさえ感じます。50年間で生活必需品だけでなく公共料金や社会保険料などは大幅に値上がりしているのですから、労働者一人一人の生活水準は相対的に切り下がっているのは否めない事実です。

愛媛の最賃はご存じのように793円です。これではワーキングプアと呼ばれる実態から抜け出せず、結婚も子育てもできないのではないでしょうか？若い人たちが夢を持って諦めざるを得ない社会は萎んでいくしかないのではないか？

私が30年以上働いていた航空機乗務員の職場でもコロナ禍で仕事が激減し、休業補償も充分受けられないため食べることさえままならない悲惨な実態が浮かび上がっています。社会を支えている労働者の貧困の実態にぜひ目を向けて早急に改善して頂きたいと強く思います。

現在、最低賃金は4段階に分かれていますが生活の実態を見ることなく労働者の賃金を低く抑えるために設けられたとしか考えられません。生活に必要な経費は都会も地方も変わらないことが労働組合のナショナルセンターが行った実態調査で明らかになっています。

最高と最低の賃金格差は1時間233円、1か月3万6千円、年間42万円、生涯では2500万円もの差になります。若者が最賃の低い地方から高い東京へ移動するのは自明の理です。地域別の最低賃金が東京一極集中を加速しているのです。

全国一律最低賃金1500円を実現することが都会への若者流出を防ぎ、地方創生に大きく寄与することに疑う余地はありません。

2013年5月国連の社会権規約委員会は、日本の最賃について生存基準・生活保護基準を下回っていると指摘しました。それから8年が経ちましたがどれほど改善されたのでしょうか？

生存権を保障できない最賃は日本国憲法25条に反し、常軌を逸していると言わざるを得ません。

この国で圧倒的多数を占める労働者を個人として尊重していただきたいのです。ゆとりある豊かな社会は誰もが望むことであり、この国の未来にとっても必要なことではないでしょうか？

「働いても働いても生活できないほど低い」最低賃金から「8時間働けば普通に暮らせる」賃金へ大幅な引き上げを決定されるよう切にお願い申し上げます。

以上

2021年7月12日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 様

新日本婦人の会愛媛県本部
事務局長 水野真理子
松山市北持田131-1

最低賃金の抜本的な引き上げを求める意見書

私たち新日本婦人の会は、生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力を合わせ、切実な要求を実現するため運動している国連NGOの女性団体です。

一年半に及ぶコロナ禍で生活苦は深刻さを増し、各地でとりくまれているフードバンクや物資支援を利用する女性や若者の姿が絶えません。女性雇用者の54%は非正規で働いて普段からギリギリの生活です。コロナ禍で仕事のシフト減や自宅待機、雇止めなど急激な収入減により、単身世帯はもちろん子育て中の女性からは「もうどうしていいのかわからない」と悲鳴が上がっています。女性の自殺は昨年6月から連續12ヶ月、前年同月を上回る最悪の事態となっています。

コロナ感染拡大防止に活躍しているエッセンシャルワーカーやケア労働の多くが女性で、最低賃金ライン、不安定な非正規労働で支えられています。女性は、社会と経済になくてはならない労働を担いながら、低賃金・非正規化の政策の下で全体の労働条件を引き下げる役割を担わされてきました。やりがいもあり、誇りをもって働いているにもかかわらず、働き続けることをあきらめざるを得ない状況です。女性は家計補助という家父長的な考えではなく、エッセンシャルワーカーやケア労働を正当に評価した賃金保障が必要です。

コロナ禍で経済悪化に直面するなか、アメリカでは1194円から1635円に、フランスは1288円から1324円にと世界各国が最低賃金を引き上げています。賃上げは消費活動を促し、生産や雇用につながるなど経済効果は明らかです。憲法が定める生存権を保障するためにも地域経済を守るためにも中小企業への支援と最低賃金の引き上げは必要不可欠です。

女性が自立し安定した生活ができる賃金水準を審議の目標に据えていただき大幅な引き上げを答申することを求めます。

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める要請」

4 1 団体

全労連四国地区協議会

愛媛地方労働組合連合会

愛媛労働局局長 殿

愛媛地方最低賃金審議会会長 殿

組織名	
代表者	
住所	

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める要請」

【要請の趣旨】

厳しい日本経済にコロナ禍が追い討ちをかけ深刻な危機に直面しています。コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2020年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、本愛媛県は793円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。220円の地域間格差は、地方から労働力を都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域循環型の経済で地域を守るための経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、社会保険料の減免、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導やこう契約条例も必要です。中小の事業者に重くのしかかる消費税率の引き下げとインボイス制度の中止も求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げるとともに、中小企業支援策の拡充を政府に強く求めることを要請します。

【取り扱い団体】

全労連四国地区協議会

《事務局》高知県高知市丸ノ内2-1-10 (088-872-3406・牧)

【県内取り扱い団体】

愛媛地方労働組合連合会

松山市三番町8-10-2 (945-4526)

愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める要請書

840筆

愛媛地方労働組合連合会

愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める要請書

75筆

愛媛地方労働組合連合会

愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める請願署名

愛媛地方最低賃金審議会 会長 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会 会長 殿

■ 請願趣旨 ■

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、愛媛地方の最低賃金を、今すぐ1,000円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

■ 請願項目 ■

1. 愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する支援を行うこと。

以上

氏名	住所

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報が利用されることはありません

【取扱団体】全国労働組合総連合（全労連）・国民春闘共同委員会

令和3年度

愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー名簿

(指名年月日 令和3年7月19日)

区分	氏名	現職
労働者側	三好 謙一郎 みよし けんいちろう	丸住製紙新労働組合 執行委員長
	泉 浩二 いずみ こうじ	JAM井関農機労働組合 中央執行委員長
使用者側	森川 隆 もり かわ たかし	公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会 専務理事
	大下 和也 おおした かずや	PHCホールディングス株式会社 人事部糖尿病マネジメントドメイン HRBP室 室長